検討事項	【任意事項】個人情報ファイル簿とは別の帳簿に係る作成・公表について
	(法第 75 条第 5 項)

概 要

1 前提

改正個人情報保護法(以下「法」という。)第75条第1項は、個人情報ファイル簿(以下「ファイル簿」という。)の作成・公表を義務付ける一方、同条第5項は、地方公共団体の機関等が、条例で定めるところにより、ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することができるとしています。

2 ファイル簿

行政機関の長等は、保有している個人情報ファイルについて、特定事項 を記載した帳簿(ファイル簿)を作成し、公表しなければならないことを定 めています。

個人情報ファイル

保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

- ① 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を、電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- ② 上記のほか、一定の事務の目的を達成するために、氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(1) 趣旨

保有する個人情報ファイルについて、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性を図り、利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をより的確に認識することができるようにするとあります。(ガイドラインより)

(2) 作成・公表の対象

行政機関が保有している個人情報ファイル。ただし、職員等に関する個人情報ファイルで専ら人事管理等に関する事項を記録するものや、1年以内に消去する記録のみを記録するもの、本人の数が一定の数(1,000人)に満たないものなどは作成・公表の適用除外となっています。

3 個人情報取扱事務開始届

現行の個人情報保護条例第9条において、実施機関は、個人情報を取扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめ、特定事項を記載した個人情報取扱事務開始届(以下「開始届」という。)を市長に届け出なければならないことを定めています。

(1) 趣旨

当該届を市民の閲覧に供することにより、自己に関する情報の所在や 内容を確認し、積極的に自分の情報に関与することができるようにする ことです。

(2)作成・公表の対象

実施機関が所掌する事務であって、当該事務を執行していくうえで個 人情報の収集、利用等の取扱いを伴う事務。

4 記載事項の比較

別紙1~3のとおり

5 法と異なる規定の可否

本人の数が 1,000 人未満の個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿の作成・公表義務の対象外とされていますが、法の趣旨に反しない限り、本人の数が政令で定める数未満の個人情報ファイルについて、作成・公表を行うことは妨げられないとされています。

ただし、本人の数が政令で定める数未満の個人情報ファイルは、行政機関等匿名加工情報の提案募集の対象外となります。(Q&Aより)

実施機関の考え方

ファイル簿と開始届を比較すると、作成単位や記載事項に差異が確認できますが、本人が自己の情報の所在確認や実態の把握を行うことができるようにするという、帳簿の作成・公表の趣旨は同様であり、それによって自己情報開示請求権を保障するものです。また、1つの事務において複数の個人情報ファイルを保有している場合は、事務単位よりもファイル単位の方が細かくなる一方、個人情報ファイルを利用しない個人情報取扱事務もあるため、どちらが一概に詳細であるというものではないと考えます。

そのうえで、個人情報ファイル簿と個人情報取扱事務開始届を作成する場合、記載事項等が重複した2つの帳簿を策定することとなり、市民にとって検索しにくさや分かりにくさが生じる可能性があります。

よって、個人情報ファイル簿以外に、個人情報取扱事務開始届を作成・ 公表する必要性は認められないと考えます。

個人情報ファイル簿と個人情報取扱事務開始届の記載事項の比較

個人情報ファイル簿	個人情報取扱事務開始届
個人情報ファイルの名称	個人情報取扱事務の名称
行政機関の名称	実施機関の名称
個人情報ファイルが利用に供される事務を	個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
つかさどる組織の名称	個人情報収扱事務を別手りる組織の名物
	個人情報取扱事務の開始(変更)年月日
個人情報ファイルの利用目的	個人情報取扱事務の目的
	個人情報取扱事務の根拠法令
記録項目	個人情報の記録項目
記録範囲	個人情報の対象者の範囲
記録情報の収集方法	個人情報の収集先
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	
記録情報の経常的提供先	個人情報の目的外利用・外部提供の有無
開示請求等を受理する組織の名称及び所在	
地	
訂正および利用停止に関するほかの法令の	
規定による特別の手続等	
個人情報ファイルの種別	個人情報取扱事務の処理形態
	他法令による開示制度の有無
	個人情報取扱事務の委託の有無
	個人情報が記録されている主な公文書の名
	称及び種類
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする	
個人情報ファイルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組	
織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関す	
る提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関す	
る提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれて	
いるときは、その旨	

個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)

<標準様式第 1-5> 個人情報ファイル簿(単票)(地方公共団体の機関及び地方独立行 政法人)

個人情報ファイルの名称	
行政機関等の名称	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	
個人情報ファイルの利用目的	
記録項目	1
記録範囲	
記録情報の収集方法	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の	(名 称)
名称及び所在地	(所在地)
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	

個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当す るファイル □有 □無	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地		
行政機関等匿名加工情報の概 要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情 報が含まれているときはその 旨		
備考		

(表)

第 号 年 月 日

個人情報取扱事務開始届出書

吹田市長様

実施機関

吹田市個人情報保護条例第9条第1項の規定により、次のとおり届出をします。

個人情報取扱事務を所掌する組織の名称						
事務区	の □ 共通分 □ 固有	関連課名			F	開始(変更)年月日
個人情報取扱事務の名称						
個人	個人情報取扱事務の目的				_	
個人	個人情報取扱事務の根拠法令等					
個人	情報の対象	者の範囲				
	戸籍的事項	家庭生活		社会生活	活	その他
	□ 氏名	□ 親族関係	□ 学業・	・学歴	□趣味	□ 意見・要望
個	□ 性別	□婚姻歴	□ 職業・	・職歴	□ 財産・収	以入 □ 相談内容
人情	□ 生年月日	□ 家族状況	□ 地位・	・役職	□ 納税状況	□その他
報	□ 住所	□ 居住状況	□資格		□ 公的扶助	j
の	□ 本籍・国籍	□ 電話番号	□ 成績・	· 評価	□ 取引状況	2
記	□その他	□その他	□賞罰		□その他	
項	現 思想・信条等			心身の状況		
目	□ 思想・信条 □ 犯罪M		秃	□健	康状態	□ 身体的特徴
	□ 宗教 □ その(也	□病	歴	□性格・性質
	□ 人種民族			□障	がい	□その他

(裏)

個人情報の処理形態	□ 電子計算機	インによる外部結合
個人情報の収集先	□本人	□本人以外□ 実施機関内部□ 刊行物□ 他の実施機関□ その他□ 他の官公庁□ 民間・私人
個 人 情 報 の 目 的 外 利用・外部提供の有無	□無	□ 有□ 実施機関内部□ 民間・私人□ 他の実施機関□ その他□ 他の官公庁()
他 法 令 に よ る 開 示 制 度 の 有 無 個人情報取扱事務の 委 託 の 有 無	□無□有	
	 人情報が記録され	ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー
1		□ 文書・図画 □ 電磁的記録 □ その他
2		□ 文書・図画 □ 電磁的記録 □ その他
3		□ 文書・図画 □ 電磁的記録 □ その他
4		□ 文書・図画 □ 電磁的記録 □ その他
5		□ 文書・図画 □ 電磁的記録 □ その他